

滋賀県食品ロス削減推進計画（案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 計画策定の趣旨

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）（令和元年法律第19号）が、令和元年5月31日に公布、10月1日施行。
- 国が定める「食品ロスの削減の推進に関する基本方針（令和2年3月31日策定）」を踏まえ、都道府県は食品ロス削減推進計画の策定に努めるよう規定。
- 県は、令和元年8月に「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行っており、食品ロス削減に向けた取組を一層推進するため策定。

2. 計画の位置づけ

- 食品ロス削減推進法第12条1項に基づく法定計画。（努力義務）
- 同法第12条2項に基づき、関係法令に基づく各種の計画（滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県消費者基本計画、滋賀県食育推進計画等）と調和が保たれたものとする。

3. 計画期間

- 5年（令和3年度～令和7年度）
- 社会経済情勢や状況の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

4. 策定スケジュール

令和2年	10月5日	環境・農水常任委員会へ報告（計画素案）
	12月15日	環境・農水常任委員会へ報告（計画原案）
令和2年/3年	12月22日～1月21日	県民政策コメントの実施、市町・関係団体への意見照会
	3月9日	<u>環境・農水常任委員会に報告（パブコメ結果・最終案）</u>
	3月下旬	計画策定・公表

※計画案は、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」、「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」およびその他の関係団体等の意見を聴きながら作成。

5. 添付資料

- ・資料1 「滋賀県食品ロス削減推進計画（案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について
- ・資料2 滋賀県食品ロス削減推進計画（最終案）【概要】
- ・資料3 滋賀県食品ロス削減推進計画（最終案）【本文】